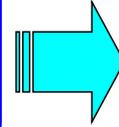


取手市立山王小学校 いじめ防止基本方針（概要）

いじめとは（取手市みんなでいじめをなくすための条例より）

いじめとは、子どもと一定の人的関係にある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。（条例第2条第1項）
なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。



いじめ防止への基本理念

「いじめはどの子にも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ、並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通理解のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

いじめを許さない学校（未然防止）

- いじめ問題に取り組むための組織作り
 - ・いじめ防止対策委員会
 - ・いじめ対策委員会
 - ・緊急いじめ防止対策委員会
- 児童の良さを伸ばす教師の関わり
 - ・全職員による声かけ、支援
 - ・中高学年を中心にした教科担任制による複数の目での見守り
 - ・自己肯定感や自己有用感を高める指導
- 学級経営の工夫
 - ・支え合い学び合う集団づくり
 - ・児童一人一人が活躍できる場の設定
 - ・係活動の工夫 ・当番活動の充実
- 活動に応じた個別指導
 - ・様々な活動を通して学ぶ授業の実践
 - ・少人数学級の良さを生かした助言・指導
- 縦割り班活動の推進
 - ・異学年での人間関係づくり
 - ・学級とは異なる居場所づくり
- 心の教育の充実
 - ・道徳の授業を要とした、豊かな心の育成
 - ・外部指導者を活用した授業の実施
 - ・体験活動の実施（奉仕活動、自然体験等）
- 家庭・地域との連携
 - ・広報活動の積極的な取組
 - ・開かれた学校づくり

それって、いじめ？（早期発見）

- いじめ防止対策委員会
 - ・週1回、適宜
- 教育相談部会
 - ・月2回（隔週）
- 生活アンケート
 - ・毎月1回実施（8月を除く全ての月で実施）
 - ・積極的な教育相談
- 個人面談（隔月）
- 心の健康観察（週1回）
- 各種相談窓口の案内

もしもいじめが...

早期発見早期対応

- 緊急いじめ防止対策委員会
 - ・心に寄り添った指導を行う。
 - ・全職員で組織的に対応する。
 - ・具体的な改善策を講じる。
- 関係機関との連携
 - ・情報交換を行う。
- 継続的な指導
 - ・家庭との連携を図る。
 - ・経過観察を行う。

目指す児童像

- 進んで学ぶ子
- 心優しい子
- たくましい子

【相談体制】

- 山王小学校
（校長、教頭、教務、担任、生徒指導主事、養護教諭 等）
0297-85-8205
- 取手市子育て支援課
0297-74-2141
- いじめ・体罰解消
サポートセンター
029-823-6770
- 取手市教育総合支援センター
0297-63-4755
- 取手市青少年センター
0297-72-8080
- 子どもホットライン（24時間）
029-221-8181